

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ① 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- ② 平成23年総務省告示第513号（3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- ③ 平成30年総務省告示第34号（第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- ④ 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案（新旧対照表）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

第4世代移動通信システム（4G）や広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）では、平成31年4月に割り当てられた第5世代移動通信システム（5G）よりも低い周波数が使用されており、モビリティの確保等に向けて広域な5Gエリアを構築するためにも、これらの周波数を5Gや、5Gと互換性のあるBWAとしても利用したいというニーズが高まっています。

このような背景を踏まえ、4Gで使用されている周波数帯に5Gを導入するための技術的条件や、5Gと互換性のあるBWA方式を導入するための技術的条件等の策定に向けて、情報通信審議会において審議が行われ「第5世代移動通信システム（5G）及びBWAの高度化に関する技術的条件」として、本年3月31日（火）に一部答申を受け、当該答申を踏まえた技術基準策定に向けた制度整備を進めているところです。

当該技術基準の整備により4G周波数への5G導入が可能となりますが、現在開設計画の認定期間中である3.9G普及のための開設指針及び4G普及のための開設指針は5Gの使用を想定しておりません。そこで当該開設指針等を変更し、4G周波数へ5Gを導入する場合における開設計画の変更等のために必要な制度整備を行うべく、関係省令案等を作成しました。

については、当該改正案に対して意見を募集します。（別添の報道資料の「1 背景」のとおり。）

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

#### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

##### （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

##### （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `mobile-telecom_atmark_ml.soumu.go.jp`

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

##### （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト

システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### （４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5946

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

令和2年6月2日（火）から同年7月1日（水）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：宇仁課長補佐、杉本移動体推進係長、宇野官、大塚官

電 話：03-5253-5893

F A X：03-5253-5946

電子メールアドレス：mobile-telecom\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集  
-4G周波数における5G導入に伴う開設計画変更等のための制度整備-」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡  
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する  
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見